

・被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

（２）性犯罪・性暴力対策の強化

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒・性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

（３）困難な問題を抱える女性への支援

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。

・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

（４）「女性・平和・安全保障（W P S）」の取組の強化

・国内の関係府省において、W P S 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。

・「防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画」に基づき、省一体としてW P S を強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。

・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

（５）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

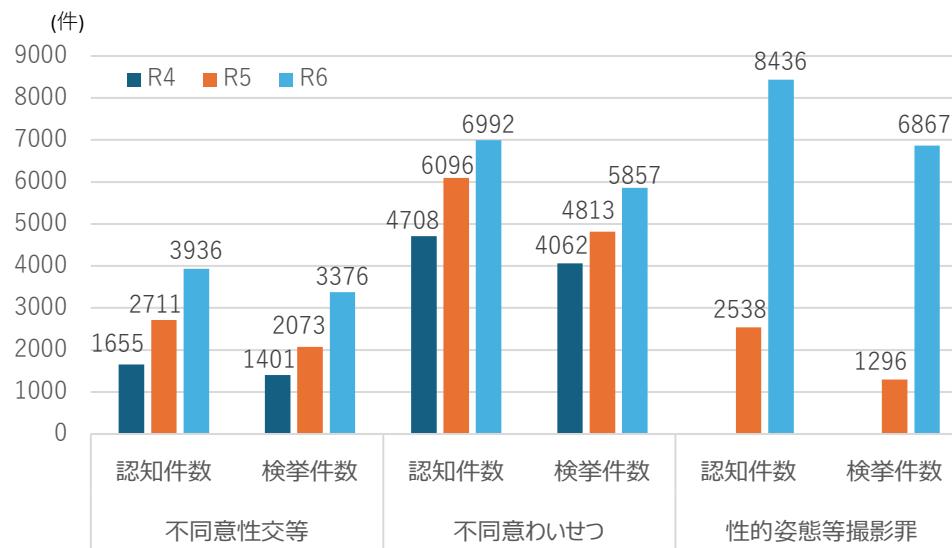
・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（H P V 検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

（６）夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。

・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

不同意性交等罪の認知件数・検挙件数



（備考）1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
 2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。
 3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

（１）男女の性差に配慮した施策の推進

・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。

・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。

・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダード・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

（２）男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

・G 7、G 20、A P E C、O E C D、国連等に係る情報発信を強化する。